

船橋市医療安全支援センター設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定に基づき、船橋市医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 センターの設置場所は、船橋市保健所保健総務課内とする。

(センターの業務)

第3条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 患者・住民からの苦情や相談への対応
- (2) 医療安全推進協議会の開催
- (3) 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整
- (4) 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
- (5) 市内医療機関の管理者等に対する医療の安全に関する研修の実施
- (6) 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上
- (7) 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供
- (8) 千葉県医療安全相談センターとの連絡調整
- (9) 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）

(相談窓口の設置等)

第4条 医療に関する患者及び市民の相談等に適切に対応し、併せて市内医療機関に対し情報提供することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、患者サービス及び医療の質の向上を推進することを目的として、センターに医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 患者及びその家族等からの医療に関する相談、苦情、問合せ等への対応
- (2) 患者及びその家族又は医療機関への情報提供
- (3) 相談事例の収集、分析及び情報提供
- (4) その他医療安全の推進に関し、市長が適当と認める業務

3 相談窓口は、相談員として医療安全相談に関する必要な知識及び経験を有する看護師

等の職員を置く。

(協議会の設置等)

第5条 センターの運営方針、医療安全の推進のための方策等を検討するため、センターに船橋市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2) センターの業務の実施に係る関係機関及び団体との連絡調整
- (3) 相談窓口の個別相談事例等のうち、重要な事例、専門的な事例等に係る助言
- (4) 医療安全の推進のための方策の検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務に関する重要事項の検討

3 協議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 協議会に、事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 委員及び臨時委員は医療安全に携わる者等のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 臨時委員は、事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(協議会の運営)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 協議会の庶務は、船橋市保健所保健総務課において処理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、審議事項を調査検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会の委員及び当該事項の調査検討に相当である者のうちから協議会会長が指名する者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会委員の任期は、協議会の委員の残任期とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会の委員又はその職にあった者は、その職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。